店舗改装費の判断基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 工事の種類 | 工事の内容 |
| １ | 浴室、キッチン、洗面室及びトイレの改修 | バスタブ、キッチン、洗面台、トイレの敷設や交換だけの場合は対象外。内壁や床の改修工事に付随したものであれば対象。既存の浴室を改造してユニットバスを設置する場合は対象。 |
| ２ | 屋根の葺替、塗装及び防水工事 |  |
| ３ | 部屋の間仕切りの変更工事 |  |
| ４ | 外壁の張替や塗装工事 | 軒天井、破風板及び鼻隠しも対象。 |
| ５ | 床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事 | 窓の場合、内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。単独の取替えや二重窓の設置のみである場合は対象外。 |
| ６ | 床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事 | 床はフローリング、カーペット等。床暖房(ガスや電気式)工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの取替えや新設は対象。 |
| ７ | 襖紙及び障子紙の張替や畳の取替え | 部屋全体のリフォームの中で行われるものであること。 |
| ８ | 建具及び開口部(扉、ドア、窓、網戸等)の取替えや新設工事 | 内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。単独の取替えのみである場合は対象外。 |
| ９ | 雨どい、手すり、縁側、ベランダ等の取替えや修理 | 屋根及び外壁工事に付随したものであれば対象。 |
| １０ | 造り付け収納家具の設置 | 部屋全体のリフォームの中で行われるものであり、造作大工工事が伴うものに限り対象。 |
| １１ | エアコン、給湯器、照明器具等の取替え | 新設は対象外。取替えについては、内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。 |
| １２ | バリアフリー改修工事(段差解消、廊下幅の拡張など) | 市で行っている他の助成制度を利用していない場合は対象とする。但し、手すりの取り付けだけ等、敷設工事のみの場合は対象外。 |
| １３ | 耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強及び基礎補強など) | 市で行っている他の助成制度を利用していない場合は対象。 |
| １４ | 空き店舗を貸出すために、住宅と店舗の共有部分の分離に必要な改修工事 | 建物の内外装の改修と附帯工事が対象。 |
| １５ | リフォーム工事に伴う給排水衛生工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事等 | 市で行っている他の助成制度を利用していない場合は対象。 |